

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	釧路市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和4年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導に関する事務②新生児の訪問指導③健康診査に関する事務④妊娠の届出に関する事務⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導に関する事務⑦低体重児の届出に関する事務⑧未熟児の訪問指導に関する事務⑨母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務⑩マイナポータルの電子申請機能による申請等の受領 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 健康管理システム2. 番号連携サーバ3. 中間サーバ4. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健法に関する事務関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条第1項から第8項、第11項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2、69の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番69の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市こども保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市こども保健部健康推進課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4524

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	こども保健部次長 中山 朗生	健康推進課長 西山 潤	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成29年5月15日	II しいい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年8月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成29年5月15日	II しいい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成31年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	健康推進課長 西山 潤	課長	事前	重要な変更にあたらないため(様式変更のため)
平成31年3月25日	II しいい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成31年3月25日	IV リスク対策 1～9	—	必要事項について記載	事前	様式変更のため
令和1年12月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う義務 ② 事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導 ③健康診査に関する事務 ④妊婦の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導 ③健康診査に関する事務 ④妊婦の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>	事前	情報提供ネットワークシステム接続申請にあたっての見直し
令和1年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊婦の届出」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>なし(※母子保健事業に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>番号法第19条第7号別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>項番56の2、69の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>項番69の2</p>	事前	情報提供ネットワークシステム接続申請にあたっての見直し
令和1年12月19日	II しいい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事前	情報提供ネットワークシステム接続申請にあたっての見直し
令和1年12月19日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを避けた提供を除く。)	—	十分である	事前	業務運用見直しのため
令和1年12月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事前	業務運用見直しのため
令和4年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う義務 ② 事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導 ③健康診査に関する事務 ④妊婦の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導 ③健康診査に関する事務 ④妊婦の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 ⑩マイナポータルの電子申請機能による申請等の受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>	事前	申請管理システム利用にあたっての見直し
令和4年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う義務 ③ システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 申請管理システム	事前	申請管理システム利用にあたっての見直し
令和4年9月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の49の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第40条第1項から第8項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の49の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第40条第1項から第8項、第11項</p>	事前	申請管理システム利用にあたっての見直し